

## 「令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金」の概要が公表されました

### 新潟県保険医会

〒950-0865 新潟市中央区本馬越 2-17-5  
TEL (025)241-8625 FAX (025)241-4959

厚生労働省は10月9日、「令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金」の概要を公表しました。

厚労省は、新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の特例として、今年4月に設けられた外来等感染症対策実施加算(医科・歯科、初・再診等5点)、入院感染症対策実施加算(10点)を9月末で廃止し、医療機関の感染症対策について、診療報酬による支援から国が直接交付する実費補助への切り替えを決定しました。今回の感染拡大防止継続支援補助金となります。

今回の感染拡大防止継続支援補助金は、「令和2年度」及び「令和3年度新型コロナウイルス感染症拡大防止支援補助金」と対象経費や申請方法が異なります。概要やQ&Aは厚労省ホームページでご確認ください。

「令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止  
継続支援補助金」について  
→ [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_21485.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21485.html)

#### 1. 補助の対象となる医療機関

院内等で感染拡大を防ぐための取り組みを行う保険医療機関

#### 2. 補助基準額(上限額)

- ・ 無床診療所(医科・歯科) 8万円
- ・ 病院・有床診療所(医科・歯科) 10万円

#### 3. 対象となる期間及び対象経費

2021(令和3)年10月1日～12月31日までにかかる経費

- ・ 感染拡大防止対策のため、新たにかかった経費(かかり増し経費)が対象とされています。
- ・ 賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

※ 従前から勤務している者、及び通常の医療の提供を行う者にかかる人件費は対象外

(例)

- ・ 日常診療に要する材料費（衛生材料、消毒薬など）  
※ 直接診療報酬等請求できるものの以外
- ・ 換気等のための軽微な改修（修繕費となるもの）
- ・ 清掃の人材派遣料で従前から契約に係るもの
- ・ 清掃の外部委託費で従前からの契約に係るもの
- ・ 感染拡大防止のため購入した施設・設備に係る保守・メンテナンス料
- ・ 感染拡大のため、新たに借りた診療スペースに係る家賃

#### 4. 申請受付期間

2021（令和3）年11月1日（予定）～2022（令和4）年1月31日

#### 5. 申請方法

費用が確定後（納品が完了し、費用が確定してから）、インターネットを利用した電子申請により申請を行う。パソコンのほかスマートフォンやタブレットからも申請可能。

※ 領収書の提出は不要ですが、5年間の保管が必要。

※ これまでの「令和2年度」及び「令和3年度支援補助金」の申請での「概算請求」（経費の支出前に申請）は、今回の「継続支援補助金」にはありません。

※ 「令和2年度」または「令和3年度支援補助金」による補助を受けていても、補助を受けることができます。

※ 電子申請により、基本情報（施設名称、施設類型、代表者職名・氏名、連絡先、振込先等）及び感染拡大防止対策に要した費用（品目、数量、金額等）を入力します。

※ 電子申請での具体的な申請方法は、11月1日に厚生労働省HPに掲載される予定となっています。厚生労働省HPから電子申請を選択して申請を行ってください。

※ 電子申請が困難な場合は、厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンターへ連絡してください。

#### 《補助金の交付決定等》

提出した申請書は、補助対象となる医療機関等であるか等の審査が行われます。審査の結果、補助金の交付を決定した医療機関には「交付決定及び交付額確定通知書」を郵送するとともに、請求書に記載の金融機関へ振り込まれます。

#### 《申請に関する相談窓口》

厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンター

電話：0120-336-933（平日9：30～18：00）

コールセンターは、「令和2年度」及び「令和3年度支援補助金」と同様です。